

# 糸魚川市公共施設等総合管理指針

## 個別施設計画

分類：道路照明灯

目次	第1 対象施設	1P
	第2 道路照明灯管理の基本的な考え方、今後の方針	1P

平成31年3月 策定

令和6年3月 改訂

## 第1 対象施設

### 1 計画の対象とする施設

本施設計画の対象とする施設は、道路法第2条第2項第2号に基づく糸魚川市管理の道路照明灯であり、その数は1,250基である。

対象数量一覧

施設	構造形式	数量 (基)
照明柱	ポール式	240
	添架式	290
	その他	60
	合計	590
照明灯具	LED灯	608
	水銀灯	293
	ナトリウム灯	185
	蛍光灯	146
	その他	18
	合計	1,250

### 2 施設の現状

平成26・27年度の点検により、腐食や破損の激しい道路照明施設が60基見つかри、平成28年度より更新工事を順次行い、令和4年度までに60基の更新工事が完了した。

### 3 施設の課題

当面の危険な道路照明灯の更新工事が完了したが、今後も定期的な点検を行い、合理的な施設管理を目指す必要がある。

## 第2 道路照明灯管理の基本的な考え方、今後の方針

### 1 管理の基本方針

#### (1) 照明柱

照明用ポールは設置場所、気象条件などの使用環境によるストレスにより、腐食や金属疲労などの経年劣化を起こす。日本照明工業会が公表している「鋼製照明用ポール点検・診断のすすめ」において、設置後30年以上経過した鋼管柱には、危険な腐食が見られる

割合が高くなるとされており、溶融亜鉛メッキを施した鋼管柱の基本使用年数は30年が目安とされている。

したがって、中間・詳細点検により、腐食等の損傷の進行が確認されたものから更新する。

## (2) 照明灯具

光源種別では、LED灯が最も多く、全体の49%の608基設置されている。次いで水銀灯が全体の23%の293基設置されているが、「水銀汚染防止法」の施行により、水銀含有量に関係なく、令和2年12月31日以降、製造・輸出入が禁止となっているため、水銀灯の計画的な更新が必要である。

## 2 個別設備の状況等

### (1) 点検方法・点検

点検方法および頻度は下表のとおりである。

点検種類	方法	頻度
中間点検	外観目視により行う	詳細点検を補完するため、5年に1回の頻度で行う
詳細点検	近接目視により行う 必要に応じて、触診や打音等の非破壊調査を併用する	10年に1回の頻度で行う

### (2) 点検結果

平成26・27年度に点検した194基の点検結果は以下のとおり

種類	区分	対策不要	要対策
照明	片持ち式	134基	60基

## 3 対策の優先順位の考え方

照明灯は、経過年数が大きくなるにつれ、老朽化が進み、照明灯の倒壊や器具の落下の恐れが高くなる（耐用年数としては、溶融亜鉛メッキを施した鋼管柱は30年、照明器具は15年と言われている）。

ただし、立地条件や施工状況によって、ポールや照明器具の老朽化の進行速度は一定ではなく、急激に老朽化が進むものや、逆に、緩やかに老朽化が進むものもある。

そのため、照明灯の倒壊や照明器具の落下による人的物的事故を未然に防ぐために、経過年数を一つの目安として、中間点検や詳細点検で劣化が確認されたものを優先して対策を実施することとする。

#### 4 対策実績

年度	H26・H27	H28
内容	詳細点検	修繕工事:13基
	全施設:194基 うち要対策施設:60基	独立柱照明灯建替:3基 灯具取替:5基 共架式照明灯設置:4基 独立柱照明灯撤去:1基
年度	H29	H30
内容	修繕工事:5基	修繕工事:18基
	独立柱照明灯建替:1基 灯具取替:1基 共架式照明灯設置:2基 独立柱照明灯撤去:1基	独立柱照明灯建替:5基 灯具取替:5基 共架式照明灯設置:7基 独立柱照明灯撤去:1基
年度	H31(R1)	R2
内容	修繕工事:5基	修繕工事:3基
	独立柱照明灯建替:2基 共架式照明灯設置:3基	独立柱照明灯建替:3基
年度	R3	R4
内容	修繕工事:5基	修繕工事:12基
	独立柱照明灯建替:2基 共架式照明灯設置:3基	灯具取替:12基

#### 5 令和元年度から令和10年度までの検討計画

当該道路照明灯個別施設計画の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。令和6年度以降については、水銀灯、ナトリウム灯を計画的にLED灯に更新する。

スケジュール										
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
修繕		「4 対策実績」参照			灯具更新 N=10基	灯具更新 水銀灯、ナトリウム灯→LED灯				
点検						詳細点検 250基/年				

※上記計画は令和5年度における総合計画実施計画や予算編成等の調整前の検討資料である。